

商標権	判決年月日	令和7年2月5日	担当部	知財高裁第1部
	事件番号	令和6年(行ケ)第10079号		
<p>○ 本件商標（「LEADER」の欧文字及び「リーダー」の片仮名を二段に書してとなるもの）が、商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当するものとは認められないとして、商標登録無効審判においてその登録を無効とするとした審決を取り消した事例</p>				

(事件類型) 審決取消(無効)請求事件 (結論) 請求認容(審決取消)

(関連条文) 商標法4条1項7号、46条1項6号

(関連する権利番号等) 商標登録第4129208号の2

(審決) 無効2022-890061号

### 判決要旨

1 原告は、商標登録第4129208号の2商標(本件商標)の商標権者である。

被告は、本件商標につき、商標登録無効審判を請求し、商標法4条1項7号に該当し、同法46条1項6号により商標登録を無効にすべきものであると主張した。特許庁は、同請求を無効2022-890061号事件として審理を行い、「登録第4129208号の2の登録を無効とする。」との審決(本件審決)をした。



【本件商標】

2 本件審決は、要旨、以下のとおり判断した。

審決が認定した経緯によると、原告は、Leader Bike, LLC(米国リーダーバイク社)の販売代理店の地位にありながら、米国リーダーバイク社の破産を契機に、また、米国リーダーバイク社及び被告が、我が国において「LEADER」の文字についての商標登録を有していなかったことを奇貨として、本件商標に係る商標権(本件商標権)の分割移転登録を行い、その後間もなく被告の我が国における事業活動を阻害し、現に、他の業者から部品を仕入れて本件商品の販売を継続しているのであるから、当該分割移転登録手続は、本件商品に係る我が国における事業を乗っ取ることで不正の利益を得る目的、又は当該事業を承継した被告の我が国における事業に損害を与える目的などの不正の目的でされたものといえる。そうすると、原告による本件商標権の分割移転登録は、適正な商道德に反し、著しく社会的妥当性を欠く行為であり、公正な取引秩序を乱すものというべきである。したがって、本件商標は、上記分割移転登録により、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標として、商標法4条1項7号に該当する。

3 原告は、本件審決の取消しを求める本件訴訟を提起した。取消事由として、商標法4条1項7号の該当性判断の誤り、本件審決の認定した事実及び事実の評価の誤りを主張した。

4 本判決は、要旨、次のとおり判断して、審決を取り消した。

(1) 商標の構成自体が公序良俗に違反するものでなくとも当該商標が商標法4条1項7号に該当する場合がありますが、…同号に該当するのは、その登録の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認できない場合に限られるべきである。

(2) これを本件商標についてみると、①本件商標の分割前の商標は、本田技研工業が登録を受けて適正に保有され続けてきたものであり、原告は、本田技研工業の承諾を得て本件商標を譲り受け、本件分割移転登録を得たものであること、②本件商標の分割前の商標につき、米国リーダーバイク社等は商標法上何らの権利を有していなかったこと、③原告は、平成28年における米国リーダーバイク社の破産を原因として、本件販売店契約は終了するとともに、米国リーダーバイク社から原告への自転車等の輸入も途絶えることとなり、また、本件販売店契約では、契約関係終了後の原告の義務を規律する規定は存在せず、原告と米国リーダーバイク社との関係は全て終了した状態となっていたこと、④このような状態において、原告は、本件商品の販売を継続する目的をもって、本件分割移転登録を得たものであることが認められる。

以上によると、米国リーダーバイク社の破産という原告に何ら責任のない原因によって米国リーダーバイク社との取引関係等が全て終了した原告が、当初から米国リーダーバイク社等には何らの権利がなかった正当な商標権者である本田技研工業の保有する本件商標分割前の商標のうちの本件商標部分を譲り受け、その分割移転登録を得たことが、著しく社会的妥当性を欠くものであるということとはできず、その登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認できないものということもできない。

本件において、原告は、別の業者から部品等を仕入れた「LEADER」の標章を付した自転車を販売するに際し、自らを「LEADER BIKE総代理店」とし、本件商品についてもカリフォルニア発のピストバイクブランドの自転車とウェブサイト上に表示するなど、あたかも米国リーダーバイク社の製造販売していたリーダーバイクと誤認混同させかねない行動をとっていた事実が認められるものの、それらは、米国リーダーバイク社の事業を引き継いだ被告との関係において、不正競争行為に当たるかどうか問題になり、別途権利の濫用や不正競争防止法等の規律により、民事訴訟等で解決されるべきことがあり得るとしても、商標の分割移転登録自体が、社会通念に照らして著しく社会的妥当性を欠くものとはいえず、商標法の予定する秩序に反するものといえるものでもない。

(3) そうすると、本件商標の分割移転登録が、商標法4条1項7号に該当するに至ったということとはできない。